

令和4年第3回（9月）大郷町議会定例会会議録第2号

令和4年9月6日（火）

応招議員（14名）

1番 吉田耕大君	2番 佐藤 牧君
3番 赤間茂幸君	4番 大友三男君
5番 佐藤千加雄君	6番 田中みつ子君
7番 熱海文義君	8番 石川 壽和君
9番 和賀直義君	10番 高橋重信君
11番 石垣正博君	12番 千葉勇治君
13番 若生 寛君	14番 石川良彦君

出席議員（12名）

1番 吉田耕大君	2番 佐藤 牧君
3番 赤間茂幸君	4番 大友三男君
5番 佐藤千加雄君	6番 田中みつ子君
7番 熱海文義君	9番 和賀直義君
10番 高橋重信君	11番 石垣正博君
12番 千葉勇治君	14番 石川良彦君

欠席議員（2名）

8番 石川 壽和君	13番 若生 寛君
-----------	-----------

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中 学君	副町長	武藤 浩道君
教育長	鳥海 義弘君	総務課長	遠藤 龍太郎君
財政課長	熊谷 有司君	まちづくり政策課長	千葉 昭君
復興推進課長	武藤 亨介君	復興推進課技監	門脇 匡哉君
税務課長	小野 純一君	町民課長	片倉 剛君
保健福祉課長	鎌田 光一君	農政商工課長	高橋 優君
地域整備課長	三浦 光君	会計管理者	伊藤 義継君
学校教育課長	菅野 直人君	社会教育課長	赤間 良悦君
代表監査委員	雫石 顕君		

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉恭啓

次長 齋藤由美子

主事 上杉琉日

---

議事日程第2号

令和4年9月6日（火曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問〔2人 5件〕
- ◎一般質問通告順
5. 12番 千葉勇治 議員
7. 1番 吉田耕大 議員
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 同意第1号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第5 議案第51号 大郷町男女共同参画推進委員会設置条例の制定について
- 日程第6 議案第52号 大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第53号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第54号 大郷町道路線の認定について
- 日程第9 議案第55号 大郷町道路線の変更について
- 日程第10 議案第56号 大郷町過疎地域持続発展計画の策定について
- 日程第11 議案第57号 令和4年度大郷町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第12 議案第58号 令和4年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第59号 令和4年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第60号 令和4年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第61号 令和4年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第62号 令和4年度水道事業会計補正予算（第1号）

---

本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問〔2人 5件〕
- ◎一般質問通告順
5. 12番 千葉勇治 議員
7. 1番 吉田耕大 議員
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 同意第1号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第5 議案第51号 大郷町男女共同参画推進委員会設置条例の制定について
- 日程第6 議案第52号 大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第53号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第54号 大郷町道路線の認定について
- 日程第9 議案第55号 大郷町道路線の変更について
- 日程第10 議案第56号 大郷町過疎地域持続発展計画の策定について
- 日程第11 議案第57号 令和4年度大郷町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第12 議案第58号 令和4年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第59号 令和4年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第60号 令和4年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第61号 令和4年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第62号 令和4年度水道事業会計補正予算（第1号）

午 前 10時00分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、5番佐藤千加雄議員及び6番田中みつ子議員を指名いたします。

---

## 日程第2 一般質問

議長（石川良彦君） 次に、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それでは通告に従いまして、一般質問を行います。

1番大綱1、災害に強いまちづくりについてお伺いします。

（1）といたしまして、東日本大震災の復旧復興作業に伴い、本町の山林開発による山砂採取が進んだ結果、降雨による一旦水被害が加速度的に増加していると考えますが、町としてどのような分析をされているのか、お伺いしたいと思います。

（2）、山砂採取するための開発認可する際、町側としては、目的達成後速やかに確認をして、山としての機能回復することが条件だったと開発委員会などでも話されたという認識をしております。その指導の徹底も含め、本町のSDGsの取組計画についてお伺いしたいと思います。

（3）、今回の大災害以外の教訓を今後の防災対策にどのように生かしていく考えなのか。現在の段階での考えで結構ですからお聞きしたいと思います。

大綱2、令和3年度における公共事業予算総額と、入札結果生じた請差金額の活用についてお伺いしたいと思います。

（1）、令和3年度における公共事業並びに文化関係事業のそれぞれの件数並びに予算総額と入札に伴い生じた請差金額についてお伺いしたいと思います。

（2）、請差で生じた財源の活用に係る町当局の考え方について、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

（3）、請差が生じたことに伴い、新たに取組んだ事業内容についてお伺いしたいと思います。

大綱3、交通安全対策について。

先日、町内山崎地区内で発生した車両同士による交通事故は、一時停止の標識のない町道で停止を怠った結果、招いたものと考えられます。町道などにおいて、交通事故につながりかねない箇所(point)の点検を速やかに

調査し、町民の安全安心が確保できる対応をすべきだと考えますが、所見をお伺いします。

以上よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（石川良彦君） 答弁願ひます。町長。

町長（田中 学君） 皆さんおはようございます。

ただいまの千葉議員の大綱1つ目の災害に強いまちづくりでございませう。

(1) でございませうが、町としての分析でございませうが、山砂の採取に対しては、森林の伐採が伴う以上、当然影響はあるものと考えております。また、昨今の豪雨災害では森林部の崩落も多く見られており、異常な降雨量に起因することが多いのではないかと考えております。

開発の前後を問わず、事業場からの一旦水などの流出が発生した際には、事業者の責任において対処する旨の協定を交わしてございませう。

町は引き続きこの内容に基づく指導を徹底してまいります。

(2) の開発完了後につきましては、碎石事業者は計画土量の搬出終了後、速やかに緑地化の措置を講じ、2年間の経過観察をもって事業完了となります。一見完了したように見えても、事業者の都合により中断中の事業所も生じ得ることから、宮城県の情報を共有し、継続した指導を徹底してまいります。

(3) の今後の防災対策でございませうが、昨今の異常気象により、大雨による被害が全国各地で発生しております。過去の常識が通用しない自然災害に対しては、これまで以上の備えと避難を含めた早め早めの対策を取る必要があると考えるものと、河川管理者である国、県に治水対策の要望を引き続き行ってまいります。

また、浸水想定区域内などに住む町民には、町の防災住環境整備支援事業交付金を活用し、家屋の安全対策を行っていきたくて考えております。

大綱2番目、令和3年度中における公共事業の予算総額と入札結果、生じた請差金額の活用についての御質問であります。1つ目の令和2年度の入札に係る実績につきましては、工事の件数が56件、予算総額が14億1,937万1,000円。入札の請差が3億6,738万6,000円。業務の件数が34件、予算総額が1億5,204万5,000円。入札の請差が4,490万7,000円。物品の件数が8件、予算総額が1,323万8,000円。入札の請差が534万円となつてございませう。

(2) の請差で生じた財源の活用でございませうが、国、県支出金、町

債基金繰入れなどについて、実施後の確認見込みに応じて減額し、議会に補正予算として上程しております。

(3) の請差が生じたことに伴い、新たに取り組んだ事業でございますが、請差が生じた分は減額し、また、新たな事業は増額する補正予算を編成し、議会に上程してございます。

大綱3番、交通安全対策についてであります。町道等において、交通事故につながりかねない箇所点検を速やかに調査し、町民の安全安心が確保できる対応をすべきと考えるのかについてであります。一時停止などの規制標示は、道路交通法により公安委員会警察が道路標示等を設置し、交通の規制をすることができると定めてございます。

そうした中、町内にあります交差点の数は非常に多く、標示などの必要性については、見落としされる箇所もあるかと思われ。今後は、行政区長や交通安全協会各支部の協力をいただきながら、確認を行ってまいりたいと考えております。また、一番大切なのは、そういった交差点を通過する際、一時停止の標示の有無にかかわらず、左右を確認しながら、いつでも止まれる状態により交通徐行により通過していただければ、事故の防止につながるものと考えておりますので、そのような周知も併せて行ってまいりたいと考えております。

以上申し上げて、答弁いたします。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それでは、大綱の1番目から、一問一答で答えてもらいたいと思います。

この1番目の町の認識についてなんですが、県に問合せしますと、毎年、県では15か所と言いましたか、十五、六か所に、開発、大郷で出しているわけですが、その状況を見ているということですが、その際、町は立ち会っているんですか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 基本的には、町のほうも行けるときに一緒に行っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうしますと、県ではかなり厳しい指導をしているということですが、町もその指導内容について理解しているということですね。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 当然、県と情報を共有してございますの

で。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） どのような共有をしているのか、内容を教えてください。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） その施設ごとに県から指導があれば、その指導内容であったり、業者に対して何か文書なり、そういったものがあれば、町にも来ますので、あとそのほか、そういったものでもなくても、例えば住民の方から通報ですね、そういったものが入った場合にも県とやりとりしながら、常に情報は共有を心がけております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 具体的に内容、今、出てきませんか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 1件ごと具体的な内容までは、把握、私、しておりませんが、基本先ほど言ったとおり、常に何か動きがあった場合、情報が入った場合などについては、お互いに連絡を取り合うというような関係性を保っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 指導について、指導した結果、どのように確認していますか。指導しっ放しで、そのとき県と立ち会って指導した、その後どのように改善されたか、1年に1回見ているようですが、見えていますか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 指導内容的に改善というものがあれば、改善の指導というところがあれば、当然、業者とすれば、そこ、指摘があった部分については、改善するものと考えております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 県の環境生活部自然保護課の文書によりますと、履行状況による指導内容ということで、令和3年度については15件全てにおいて是正指導していると。その内容については、1つは完成断面箇所 of 広域緑化を図れと。それから2つ目、沈砂池、排水路などのしゅんせつを図れ。3番目に、当外地内への第三者立入り防止対策、沈砂池への転落予防対策を取れ。4番目には、山地森林の補佐、誤伐防止のための境界を表示せよ。5番目には隣接道路の清掃を図れと。このような具体的な指導が出ているわけですが、何かその中で1つ2つ、町も一緒になってその是正に対する、早めの勧告をしている経過はないんですか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 許可権者が県になりますので、町からの  
是正命令というか、そういったものはございません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうしますと、県では指導した、あとはどうなれ、町と  
しては、住民が暮らしている町としてはですよ。地域の方々のためにも、  
どのようになったかということをあえて県から指導されただけで、町と  
しては特別対処していないというような今の答弁でしたが、それでいい  
んですか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） そういうことではなく、例えば許可権者  
が県になりますので、文書でのやり取りとか、そういったものについて  
は県でやります。ただ、現実的に土砂が流れたようだとか、雨が降った  
後、そういったものがあつた場合には、町のほうが、一番情報が早く入  
りますし、現場も確認することが早くできます。そちらについては、担  
当から業者に連絡をしまして、その撤去なり対応を求めており、その結  
果もいただいております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 15件全てにおいて是正指導していると。その中で幾らか  
是正されているところがあるということで、今、示されましたね。具体  
的にどの辺なんですか。見ていますか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 今回の災害について……。

すみません、県のほうでの例えば、去年の15件、そちらの中身、最終  
的な中身までちょっと確認しておりません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 面積で見ますと、いわゆる23年の3月11日以降、約100町  
歩の山が開発されているんです。その中でほとんどが土取場、砕石場、  
砂取場になっているんですね。その中で多くのいわゆる山林が開発され  
たことによって、このような一旦水がどっと大雨によって来ると、そう  
いう場合に町として具体的にどのようにその確認しているか、何もない  
ということで理解していいんですか。

本来それなりの指導を徹底すべきだと思うんですよ。もう既に完成期  
間が終わっている、いわゆる開発許可の年数が出ているのも数件あるわ  
けですよ。七、八件あるんです。その中で、いずれそれが大きな、その  
まま投げやりになっているという状況の中で、それでいいんですか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 実際に土取りが終わった後、2年間植栽を行いまして、2年間経過観察、そのままにして何もないかということをもって最終的な完成となっております。町としてそれに何も対応していないというのではなく、先ほど申しましたとおり、何か直接的な被害などが確認された場合には、速やかに対応していただくよう常に求める体制を取っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 許可期限というのは、その2年間はいわゆる採取が終わってから2年間は入ってないんですか。この許可期限というのは。この2年後にまでということで理解していいんですか。許可基準についてちょっとお聞きをします。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） あくまで土砂を採取するところまでが期限です。そこから養生を図って、2年間何事もないというようなものを確認した上で、最終的に完了というような流れになります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうしますと平成24年に開発され、平成24年の5月、平成34年ですと、5月14日が許可期限になっているわけですが、これですともう既に期限が切れているのではないかと思うんですね。

この辺については、場所的には東成田字長松沢山の1の16、ほか5筆ということで、平成24年の5月26日に許可して、平成34年、平成換算で34年5月14日には完了すると。その2年後ですと、もう既にこの山については、経過されて2年たっていると思うんですが、どうなんですか。見ていますか。県のほうに指導してますか。確認してありますか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 平成34年だと令和4年になるかなと思われます。そこまで採取して、あと先ほど言ったように、あとは2年間の何事もないようにということで、木を生やしてというような行為をやっている途中と捉えています。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町については、そのいわゆる林地開発許可する段階での、その際の内容にちゃんとするというので指導として、今後も指導していくということでいいんですね。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 当然のこととと思っています。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 2番目にも関連するんですが、町としてこの指導の徹底について、もっと強化、丁寧にするべきだと思うんですが、何か変にお願いしていると、県がもう許可したんだから県がやるべきではないかというような感じで受け止められるんですが、このような一旦水が出た場合に泣くのは町民であって、ましてや今回のここに書いた1番目にも出ていますが、事業者の責任において対処する旨の協定を交わしていると。こういうことで協定を交わしているとすれば、例えば、東成田のお寺の川ですか。いわゆる西光寺川ですか、あの川の土はどのように責任取っているんですか、業者が。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） まず、例えば大雨、雨が降って例えば土砂が流れたといった場合、その土砂が本当にその開発地から出たのかという確認が必要になろうかと思えます。現実に見ますと、必ずしも土砂採取場から出たということの確認が難しい現場もございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ここで回答で出している、事業者の責任において対処する旨の協定を交わしている。どういう内容ですか、これは。あつてないようなものじゃないですか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 答弁にもございましたが、開発の前後を問わず、事業場から出たというのが確認されれば、そちらについては当然、お宅から出たのですすぐ対処してくださいというような求めを行っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 間違いなく開発したことによって出てきている水、砂ですからね。そうした場合に、はっきりしなければ何割とかこの面積割とあって、ある程度負担を求めるということは可能じゃないんですか。まるっきりあれ、町なり県の負担になっているんだと思うんですが。事業者は何らかの形で事業者が幾らか負担してるんですか、これは。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） その事業所から出たというのが完全に立証されない以上、求めるのは現実的には難しいのではないかと考えます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうすると事業者の責任において対処する旨の協定を交わしている、どういう協定内容か分かりませんが、これはあってないような内容じゃない、その協定内容そのものが。山を開発して川に流れてくるわけです、その川の水がどこから出たんだか分からないのでは。どういう、どのように理解しているの、お宅でこの協議する場合に、事業者の責任において対処する旨の協定を交わしている、具体的にこれは明確に責任を分かるようにしてほしいんです。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 事業所から出た場合には、当然の義務、責務として、対応していただきますよという協定を地区と結んでございます。実際にだと、雨が降った後に、そこの事業所から出ている、入り口のところから出て、そこを塞いでるようだとか、道路に流れ出ているよというようなのがたまに見受けられます。そういったときには、まず現地を確認しまして、事業者に連絡をし、あとは事業者のほうでそれに対する対応をして、その後、対応が終わりましたという連絡のところまで確認を取ってございます。あと、またこちらから連絡しなくても自主的に流れ出たというものを、そこを払ったからねというような連絡などもございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうしますと、はっきりそこのそこの事業所から出た砂でない限りは、その責任の明確さというか、いわゆるここで書いている責任を受け対処する旨の協定を交わしても、この土がこの土取場から出た土であるということを確認できなければ、それは対応できないということに理解していいんですね。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 逆の立場から言えば、こちらから求めたとしても、これうちのじゃないよと言われると何とも難しい部分があるのかなと。実際に大雨などで流れた場合だと、必ずしもそこからという断定は現実的に難しくなるのではないかなとは思いますが。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ですから、そうならないようにするためにもっと町で、町が県にも言いながら、植林なりあるいは緑化するなりして、いや草地、草をまくなりして対処するということが急がれると思うんですよ。必ずしも2年がたたないと駄目だとか、2年たたなくとも一部でももう既にほとんど終わっているところがあるわけですから。一気に山一つ崩すわ

けではないんですから、そういう場合に、ある程度随時その草を、いわゆる植林なりいわゆる緑に換える方法できるんじゃないですか。その指導はどうしているんですか。県に確認しましたか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 実際そちらの指導になりますと、県でやっている状況にはございます。ただ、先ほどもおっしゃったような流れてきた部分については、ある程度業者のほうで柔軟的に広い範囲として、受けてやってもらっているというところがございますので、そのような大きな心配というのはないのかなと思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私、2番目の通告の中でこの本町のSDGs取組計画についてお聞きしているんですが、何の答弁もなかったんですが、このことについてどうですか。どのようにされていますか。持続可能なまちづくり。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） SDGsっていう開発目標となりますが、こちらの開発目標とはちょっと違う意味合いなのかなと捉えています。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 開発目標でなく、いわゆる山林もばんばん開発されて、その中で町をどのようにしていくんだと思います。今、大郷全体が観光地に対処できるような、先日の答弁ありましたが、そうした場合に山がこのように開発される中で、まちづくりとして、本当に町にほかから入ってくるような、いわゆる移住するようなまちづくりをするためには、もっともっと緑豊かなまちづくりも大事だと、そういう点でこのSDGsのいわゆる持続可能なまちづくりについて、どのように考えて今の開発を見ているのかということをお聞きしたいんですが、いいんですか。何もありませんか。なければいいんですよ。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） SDGsと言いますと、確か17項目あったかなと思います。飢餓をなくすであるとかリサイクルを進めるだとか、そういった意味合いの部分かなと思います。この開発、いわゆる開発ですね、今、議論している開発ということは、ちょっと違うのかなと別な方向なのかなとは捉えています。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ならばなぜ答弁に書かなかったんですか。そのように具

体的に。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） SDG sの定めているものと、この開発というのはちょっと毛色が違うかなと思ったもので、そのところは触りませんでした。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 基本的にはまちづくりの中で、このSDG sの考え方、今のところ達していないということの理解でいいんですね。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 広い意味では、まちづくりと言えどどういったこともまちづくりの中に含まれるのかなとは思われますが、広義でいえば含まれるのかなと思いますが、今回の御質問の中でSDG sをつなぎ合わせるのがちょっと難しく、私としては理解できなかった部分でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 2番目にも出していますが、答弁の中でもこの計画土量の搬出終了後、速やかに緑地などの措置を講じるということで、2年間の経過措置の観察をもって事業を完了とするということですが、その間にも結構やれることがあると思う。例えば、沈砂池、排水路などのしゅんせつ、どのように考えていますか。それともさらに、こういう地内への第三者立入り防止対策、沈砂池への転落予防対策、この辺についてどのように見ているんですか。町民が直接、一番その辺、危険度がする機会が多い箇所ですね。これは。どのように考えますか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 確かに許可権者は県でございますし、直接の指導は県となろうかと思えます。ただ、実際に何か起きた場合には被害を被るのは、地元、自治体になろうかと思えます。そういったことがないように、住民に迷惑がかからないように、その依然として県に町から強い要望をし、指導をしていただくというようなことを行っております。そのために、常に情報の共有を心がけてございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町がどういう働き方したのか、あと県も含めて事業者と直接話し合うことはないんですか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 先ほども申しましたが、直接、当然話を

しております。書類を交わしたどうかよりも、何かがあった場合にはすぐ連絡を取り合えるような状況をつくっておりますので、何かあればすぐ連絡をして、対応をすぐに求めてそれに対応していただいています。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 何かあったのでは遅いんですよ。あったのでは遅いんですよ。ですから私はこの環境生活部の自然保護課に、担当課にそういう点をお聞きをして、3年に1年、毎年状況、いわゆる是正指導を行っているのはほとんど直されていないというのが、今回ですよ。そういう中であって町はそのまましておく、今回の一旦水が無視するという、かなり今回は川水よりも山から今の水があふれて、あふれるというか一旦水で被害を受けたのが大分あるんですよ。そういう点で、何で町がもっとそういう点では、いくら県の林地開発の許可の権限が県だといっても、住むのが町なんですから住んでいるのはね。町民の立場に立って、もっともっと厳しく対応すべきだと思うんですよ。どうなんですか。言う機会はないんですか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 確かに議員おっしゃるとおりかなと思います。ある一定の指導の基準はあろうかと思いますが、それは今までの天候でありますとか、それに対応した基準なのかなと思います。今、やはり全国各地で想定されていない大雨など、そういったものがございませう。今までの基準ではやっぱり足りない部分なども出てくるのかなと思いますので、そういった部分に対応して、県に常に強く求めてそこどころ基準というものだけではなく、そういった最終的に迷惑がかからない対応をお願いするというような話を機会あるごとに求めてまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 2年間の経過観察をもって事業完了とするということですから、いわゆる2年間、ここが完了、経過した2年後にどうなっているかについては、いわゆる緑地化の措置を講じるということで、これ県ではこのように言っているんですが、町もそこに働きかけるということで理解していいんですね。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 働きかけるというよりも、県で決めている基準が終わってから2年間、緑地をして2年間というか触らず経過措

置をするという基準。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ですからもしそれが2年たっても、投げやりになっているときには、町も黙っていないで県に働きかけるということでやるべきだと思うんですが、どうですか。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 思っています。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 3番目に移ります。今回のこの教訓としてどのように、いわゆる7月15、16日の大雨に対する、これに対してどのような教訓を持っている。どのように生かす考えなのか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 今回の1時間雨量100ミリを越す大雨に関しましては、採石法で求めている、調整、沈砂池法の基準を大幅に上回る量だと認識しております。それが上に、実際私は現場を見ておりませんが、その砕石場から土砂混ざりの水が河川等に流れ込んだものだと思っております。

議長（石川良彦君） どのように生かすかっていう。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） お答えします。

どうしても、採石場の場合には県の許可という基準がございますので、それを越えて町がさらに規制を厳しくというようなことはできませんので、県の基準に従った中での採石法の基準とならざるを得ないと思えます。

あと河川等につきましては、今、昨年ぐらい前から、台風19号の後から、西光寺川のしゅんせつだったり、味明川、安戸川等のしゅんせつ工事を行いながら、防災に努めているところでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 流れからして、ついついこの開発という流れ、認識されてしまうんです。3番目については、別個に大雨についてどのような対策を講じるのか。いわゆる教訓をどのように生かすか。山だけに限らず、7月15、16日の大雨の教訓をどのように生かすかということをお聞きしたんですが、ここに国や県に治水対策の要望を引き続き行っていくということの中で、さらに浸水想定区域内に住む町民には町の防災住環境整備支援事業交付金活用、交付金活用する以前の問題だと思うんです。交付金活用するということになれば、これは最終的には被害を受けてからだから、できる前にどのように対策を講じるか、避難なり何なり、その

呼びかけも含めて、このように早め早めにその対策を講じていくかという  
ことで、基本的な今回の教訓をどう生かすかという、質問をしたわけ  
なんですよ。これはあくまで被害を受けた場合の答えでしょ。そうじゃ  
なく、被害になる前の想定としてどのように考えれるのか。対策として  
考えるか、お聞きしたかったんです。

議長（石川良彦君） 被害を受けた場合じゃないです。防災住環境整備支援事  
業補助金を活用して家屋の安全対策を図っていくという答弁です。

12番（千葉勇治君） 町の防災住環境整備支援金補助金というこれは、これは  
対策ですか、申請された方でなく、申請する前の予定をちょっと理解し  
て、

議長（石川良彦君） 詳しく説明してください。

12番（千葉勇治君） お願いします。

議長（石川良彦君） 総務課長からでいいですか。まちづくり、復興。どっち。  
では復興推進課長から内容の説明願います。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

町で設置しております浸水ハザード内にお住まいの方などにつきまして  
て、浸水するリスクを低減する目的でかさ上げに対し補助をしているも  
のでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうしますとこの事業というのは、いずれ防災としての  
備えとしての対策だということですが、これはいつ頃つくったんですか。  
今回も7月15、16日のとして位置づけてるんじゃないですか。そうしま  
すと教訓の指導に生かされた事業なんていうか、全然反映されていない  
かと思うんですが、どうですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

令和3年の10月だったと記憶、令和元年、すみません。だと記憶して  
おりますが、令和元年台風の被害を契機に設けております。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ですからさらに、この資力がもしあるとすれば、この辺  
に対して、今回の教訓を生かすような内容も、若干でも3年、積増しす  
る必要があると思う、改修する必要があると思うんですが、どうなんで  
すか。ないんですか、今回。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） この防災住環境整備支援事業というものは、先ほ

ど復興推進課長が申しあげましたとおり、町内の浸水区域において、浸水の被害が起こるのを防ぐために、かさ上げ、もしくは擁壁を造って宅地を守るというものに対して補助するものでございます。また、洪水だけでなく地震についても、ある程度の傾斜地を持っている方が擁壁を組む際にも、補助金として交付されるものと認識しております。ちょっと違ったかな。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 単純に今回の豪雨で得られた教訓が何かあると思うんですよ。特に今回は川水増水じゃなく一旦水によって、山水、山から流れてきた水が結構あるんですよ。そういう点でこれまでと違った対策が何らかの形で、みんなで協議した結果出てくるのではないかと思ってるんですが、何もないんですか、今のところ。今後検討していくわけですか。それをどのようにするかと、教訓としてどう生かして今後の対策に備えるかということで、私、聞いてるんですが、難しいなあ、やってなければやってないで。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 昨日の大友議員の質問でもお答えしておりますが、災害リスクマップ、今、最大被害の防災マップ等を作っているんですが、それを50年に1回とか、30年に1回、10年に1回というようなレベルを下げた中での浸水区域図を、今、国土交通省で作成している状況でございます。

また、国、県と共同で鳴瀬川流域治水協議会というものを設置して、下側の流域浸水域についてもいろいろ協議し、どういったことをやれば、こういった住家への被害を防ぐことができるのかということをお話し合っております。さらに今月、今年になってからは、それをさらに鳴瀬川等ということではなく、吉田川に特化した形での吉田川流域治水部会を設置いたしまして、この吉田川流域の治水を総合的にやらなければ、根本的な解決ができないという観点に立っておりますので、それを話し合い、今後の防災対策に生かしていきたいと思っております。

ですので、採石場だけの部分的な一部分の対策というものは、防災係側としては行えない状態でございます。総合的に判断して行ってまいりたいと思っております。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ちょっと確認しておきたいんですよ。ちょっと。いわゆる防水対策というか、この水害対策で田んぼダムの構想もありました

が、そのことについては今回検討されておられませんか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。

12番（千葉勇治君） 田んぼダム。

議長（石川良彦君） 田んぼダムとかの治水対策。町長。

町長（田中 学君） まだ具体的にはございませんが、そういうことも視野に入れながら、広く農水省、国交省、主に目的に向かった方向に今、動いているようであります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 全体として町長にもう1回お聞きしたい。全体として今回の大雨について町長、所信表明でも、先日の報告でも出ましたが、やはりもっと町全体がこの対策として講じる必要があると思うんですが、町長の大きな意味での旗振り役としてどのように考えております。町長から見解を求めておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 中途半端に手を加えて安全を確保しようと思っても、またやられるという恐れがある場所については、これは抜本的な見直しが必要だと思います。言わぬか言うか、やるかやらないか、生かすか殺すかという大胆な判断が、私は迫っているのではないかと思いますので、その辺なども広く住民とも意見交換をしていかなければならないなと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 大綱2に移ります。

回答1から3、もらったわけなんですけど、ほかに私、前の質問でも経過があったんですが、いわゆる櫻井邸ですか。旧櫻井邸の入り口ですね。この道路については、あれは、町長は最初の答弁では、私の独断でできるんだという話もされましたが、ああいうもの要求されていた金額を活用できるというような方向づけで表明されましたが、今、その件についてどのように考えています。お願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 前回に多分いろいろ議論されたときに御質問いただいたときに、町長が答弁したと思うんですが、あの際も最終的に説明がどこだということで、お話をさせていただいたと思いますが、町長独断でこうしろというような指示はしておるものではございません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） その中の答弁の中で後日、その次の日にだか、午後から

だかもらった資料の中で、いわゆる課をまたいでいるんですよね。まちづくり、いわゆる復興推進課の事業と団地、あと一方では、課内であればまちづくり政策課なのかな。やはり課をまたいでいる事業だと思うんですよ。そういう事業であっても、その事業同士で対応できるんですか。何かそれに入っているから大丈夫だったということで、お聞きしたんですが、そのことについてお聞きします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

複数の課に予算計上等をまたいでいる部分がございますが、全体の事業量を見た場合に、一番事業量が多いと判断する課が、主体的に事業を実施していると考えてございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回の令和3年度の決算書にその議案が出るということ  
でいいですか。確認しておきます。令和3年度の決算に。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

含まれていると考えております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 3番目のこの請差が出た場合、議会に上程しているとい  
うことですが、必ずしも議会に上程しなくてもいい内容もあると思うん  
ですが、その辺についてはどのように考えているんですか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 請差が出た場合、工事を着手しましてやっている途  
中に変更が出てくる場合もございますが、それはもう請差の中でやらせ  
ていただきますが、それで残が出た場合は、予算で減額して対応してい  
るところでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうしますと減額が出た場合には単純に、それは活用で  
きないと。単純に皆さん議会に報告して、予算の中で対応しているとい  
うことで理解していいんですね。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 今までもそのようにさせてもらっていますので、今  
後も必ず請差が出た場合につきましては、その事業が例えば災害復旧事  
業ですと、何百か所もあった箇所でもございました。それもそれぞれの請  
差が出ていますので、新たな部分が出てきたからその部分を流用すると

ころじゃなくてその都度予算に計上して、議会の議決を経た事業について、執行をさせていただいているところでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 先日、町長から割と軽い答弁されたものでしたから、ついついそれが頭に残っていて、今の質問をしたわけなんですけど、そうしますと、そういうことはあり得ないと。あくまで請差は請差で上程します。必ず出たらば出たでももちろん増額についても補正を組みますがね。差額が出てても請差が出た場合にはちゃんとみんなで決めていくということで、流用するということとはあり得ないということに理解していいんですね。確認します。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） そのとおりでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 次に3番目の交通安全対策についてお聞きしたいと思います。

町で今回の質問を通じて、やはりここ見ますと結構町では非常に多くあるということですが、せめて十字路、丁字路でなく十字路の中でのそういう状況をどのように考えて見えていますか。停止の標識がないということ。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

町長の答弁にもございましたとおり、町内には交差点の数はやはりかなりたくさんございます。そういった中で標識、停止だったり、あとはこの先に交差点があるというような表示について、必要な箇所等もあるかもしれません。これにつきましては、答弁でも申し上げましたとおり、まず1回調査をしてその必要性について検討していくということでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 先日の山崎の事故で、今、思い直して、あれ本当に危険なんですけど、その後2、3か月経過してはいますが、何ら対応していないんですね。停止線もない。一時停止の標識ももちろん立っていない。そういう状況で、多分、事故係、大和署から何かからの報告も出ているかと思うんですけど、何もないんですか。ああいう状況について。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 答弁いたします。

山崎の事故についての大和警察署からの道路等の指導とか、そういったものは一切ございません。以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 場所、大体分かると思うんですがね。日月堂、あれは千葉区長さんの元というか前というか、あの辺の道路なんですよね。あの道路を走ってみて、ついつい優先道路がどっちだか分からなくなるという感覚があるわけです、持ってしまうんですね。ましてや、ここで立派なことを書いていますが、大切なことはこれは当然なんです、これがあるぐらいの事故じゃないわけですからね。まだ事故が起きている状況の中で、やはり前区長、元区長も言っていましたが、幾ら言っても町で直してくれないんだ、勇治さん頼むよということで、言われてあえて言うわけじゃないんですが、これを教訓に町内全域のそういう危険な箇所、優先順位つくって一気に予算ないでしょうから、いけないと思うのでね、優先順位をつくって調査して、区長さん方からも聞いたりして、やっぱり町の職員が対応していかなければね。ぜひお願いしたいと思うんですが無理ですか。

議長（石川良彦君） まず初めに総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 答えいたします。

先ほど地域整備課長が申し上げましたとおり、町内の交差点を一度点検させていただいて、その上で必要な箇所について、規制標識につきましては先ほど答弁の中にあつたとおり、公安委員会が設置するものでありますので、そういった箇所があれば、強く公安委員会の委員会、大和警察署を通して公安委員会に要望してまいりたいと思います。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。町長。

町長（田中 学君） この際ですから申し上げたいんですが、全町内環境の整備、要するに交通対策も含めて、防災、防犯に対する考え方、過疎債を生かす内容で新しい大郷町の体系を考えていきたいと考えております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 過疎債、それを使うのももちろん大事なことでしょうが、それ以前に事故を起こされる前に生まれたいという、ちょっと待ってください。今、財源的なことも出されましたが、せめて例えば中村の希望の丘団地の入り口には公安委員会でない一時停止の標識が立っているんですよ。小さいのね。ましてや停止線だけでも、それはできるんじゃないですか。ここに危険だというふうに。一時停止しろと。そういう財政

に応じた対策というのでも取れると思うんですよ、優先的に。無理ですか。  
財政課長。

議長（石川良彦君） 停止線だか何だか。答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） その辺につきましては、現場を確認して対応できるものについては対応していきたいと考えております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 対応の速やかさを求めているんですが、どうですか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

速やかに対応できるものについては、速やかに対応してまいります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 答弁の中で一番大切なのは、そういった交差点を通過する際は、一時停止の標識の有無にかかわらず、左右を確認しながらいつでも止まれるような徐行により通過してもらえば、事故の防止にもつながる。これは本当に町民全体にこれ呼びかけるべきですよ、これを機会に。いつかこれ出して、交通安全期間に言っていることでしょうか、たまたま防災無線からも流して、時期的にも。例えば交通安全対策、9月、3月、4月ですか。そういう時期にでも流すべきだと思うんです。この辺についてどうお思いですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 御答弁させていただきます。

千葉勇治議員さんの御提案に沿うような形で今後やっていきたいと思  
います。以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今度、交通安全大会が変わるということで、この場でお聞きしておきたいと思うんですが、この道路交通法における公安委員会の道路標識、これについて町としての対応、県としての対応、その辺についていつか聞く機会がありましたらお聞きしておきたいと思いますが、どうしてもこの県の対応によっては町が遅れるということで、見ざるを得ないんですか。町がもっと果敢に積極的に、ここに立ててほしい、ぜひこれお願いしたいということで働きかけることによって、その辺のスピードアップを図ることはできないんですか。どうなんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） お答えいたします。

県の予算編成の仕組みはよく存じ上げておりませんが、基本的には前

年度に必要な箇所の交通規制関係のそういった標識、信号機などの箇所数を、予算要求をして、県議会で認められたものについて、翌年新年度になって執行しているものと思いますので、年度途中での変更といえますか、増額のもの恐らくはできないものと、これは県のお話なのでできないものだと思っておりますが、今後来年度に向けて、県も予算編成の時期に入ると思いますので、点検が終了して必要な場所に、県につける標識等があれば、その辺は要望してまいりたいと思います。以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 予算的なものがあるということで、それをかなり歩み寄ってこうだと理解した中で、どの場所に何を設置するように県に要望したか、というか県に要望した内容も令和5年度の予算編成に向けて、私たちが共有する立場であると思うので、その辺の一覧を出してほしいと思いますが、いかがですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） お答えいたします。

要望した内容につきましては、御提示させていただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 以上で終わります。ありがとうございました。

議長（石川良彦君） これで千葉勇治議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩といたします。

午 前 10時58分 休 憩

午 前 11時 8分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。1番吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） 議席番号1番吉田耕大、一般質問をさせていただきます。

大綱1、ヤングケアラーの実態調査など対策をとということで、ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア、ケア責任を引受け、家事や家庭の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子供のことを言います。

その子供の年齢相応の役割や責任よりも負担が大き過ぎる場合、同年代から孤立し、勉強、クラブ活動、就職活動など、その年代ですべき経験が不足することで、心身の発達や人間関係、社会生活、家庭生活、人生設計等に大きな影響を及ぼすと言われていています。

国ではこのことを重く捉え、孤立しがちなヤングケアラーを早期に発

見して支援につなぐ取組が予算化されたこととなりました。そのため、以下3点お伺いいたします。

(1)、本町におけるヤングケアラーの実態調査をしているのか、お伺いいたします。

(2)、ヤングケアラーに対する学校の認知度及び本人や保護者などに、その認識を促すための普及啓発の対策についてお伺いいたします。

(3)、ヤングケアラーに対する課題解決のための取組の考えについてお伺いします。

大綱2、縁の郷指定管理者、株式会社ラトリエさんの事業計画と新たな取組をとということで、今、指定管理していただいて1年が過ぎ、株式会社ラトリエさんの運営状況や経営状況はどうなっているのか、また、町内外へのアピールと地域貢献についてどのように進んでいるのか、以下、お伺いいたします。

(1)、運営開始から1年がたち、2021年度の収支について、計画どおり進んでいるのか、また、本年度の収支見込みは問題なく進んでいるのか、お伺いいたします。

(2)、クラインガルテン（農泊事業）だけでなく、キャンプなど提案できないのか、お伺いいたします。

(3)、町内外へのPR、町の発展、地域貢献のために、事業や今後の計画についてお伺いします。

以上、よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 吉田議員のヤングケアラーの実態調査、対策についての御質問であります。が、(1)のヤングケアラーの実態調査をしているのかにつきましては、本町においては行っておりませんが、小・中学校において児童生徒の心のアンケート調査を実施しております。

(2)の学校の啓発活動、対策につきましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により、学校内での認知度が高まっております。いわゆるこれがヤングケアラーなのかということに対する、本人及び家庭の自覚がない場合が多いことから、関係各課が連携し、チラシの配布や広報掲載など、認知度向上に努めてまいります。

(3)の課題解決のための取組の考え方につきましては、(2)も関連いたしますが、ヤングケアラーに関する啓発を行い、社会的認知度を高めるとともに、福祉、介護、医療、教育等の関係機関が情報共有、連携して早期発見し、子供の意思に沿いながら、適切な支援につなげてま

います。

大綱 2 の縁の郷指定管理者株式会社ラトリエの事業計画と新たな取組をというタイトルであります、(1) の昨年度及び今年度の収支でございますが、昨年度はコロナ禍の影響が大きかったため、当初計画収支は未達成の状況でありました。

今年度、収支は引き続きコロナ禍の影響はあるものの、レストランのメニュー開発や宿泊予約サイトでのプラン作成などの効果で、リピーターも多くなってきたものと思います。現段階では、収支改善が見込まれる状況にあることを確認しております。

(2) のキャンプなどの新たな取組についてでございますが、施設や農園の一部を有効活用し、キャンプや星空観察、野外でのバーベキューなど、大郷の自然を感じながら楽しめるプログラム展開していくよう、協議をしているところであります。

(3) の町内外のPR、今後の事業計画についてでございますが、これまでもホームページのリニューアルや観光予約サイトの活用、グルメサイトの登録、SNS活用など、様々なツールを活用し、PRしてまいりました。

今年度、この成果が結果として出てきたところであります。また、明成高校やベガルタ仙台、泉青年会議所、地元の農業法人や事業との、コラボ事業なども実施しており、引き続き、農業、観光を軸に、町の未来を町内外に発信し、交流人口の拡大及び若年層の就農や事業につなげるよう努めてまいりたいと思います。

この1年、大変努力をしているようでありますが、今まで地元の振興公社に事業委託をしてまいりました。その成果が出ないということもあり、また十分社会性のある、また人的な交流も広く、社会的行動に敏感に反応できるような、そういうラトリエの特性を生かしてもらおうということをお願いしたところでありますので、農業を核とした経営という概念に立って、試行錯誤されて新しい状況や問題に直面して解決する努力を重ねているようであります。地元として少し時間を与えていただき、企業を育てるという意味合いでも、もう少し温かい目で見たいと、町ではそんな考えを持って対応してまいりたいと考えておりますので、まだここでこの企業の成長が終わったわけでもございませぬし、これからまさにこの会社の特徴、特性を生かせるチャンスが到来すると思っております。

コロナ禍も少しずつ収束の方向にございますので、これからこそがこ

の縁の郷の大郷町の本心が十分発揮できるものと思います。

以上申し上げて答弁といたします。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 答弁をいただきました。大綱 1 点目からちょっともう一度再質問させていただきます。

実態調査を行っていないとありましたが、行う予定等ないのか、お伺いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（片倉 剛君） 実態調査についてお答えいたします。

本町では現在のところ行っておりませんが、今、どのような方法で行うか、検討段階となっております。また昨年度なんです、県で各市町村の要保護児童等、虐待防止連絡対策協議会を対象とした調査を行って、その中で県の集計なんです、要保護児童といたしまして 3,776 名、その中のケアラーが 157 名ということで 4.2% ぐらいになるかと思うんですが、そういった結果が出ております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） その 4.2% という数値に、大郷町の児童、小学 5 年生ぐらいから、5 年生、6 年生、中学 1 年生、2 年生、3 年生と当てはめたときに、その 4.2% は大郷町内に何人ケアラーと思われる方がいるのか、人数、教えてください。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（片倉 剛君） お答えいたします。

今の県の数字には、小学校何年生というのはないんですが、うちの町といたしまして要保護児童が 11 名いると。その中にケアラーが 1 名いたということになります。その 1 名に対しては、各課連携しておりまして適切に対応しまして、現在は解消され、見守りの段階となっております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 数字的にはその要保護ではなくて、全体の人数の中でやはり把握しないと。家庭でお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんの障害を持たれている方が、その子供さんが見ているという可能性もあるので、そういう数値、親が、例えばおじいちゃんおばあちゃんがとかという、ちょっと障害を持たれている方の把握ということはあるのか、お伺いします。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（片倉 剛君） お答えいたします。

現段階では、まだ調査は実施していない状態であります。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） そういう調査から始めないと、その下の子供たち、自分たちがおじいちゃんおばあちゃんを、世話をするのが当たり前というような実情もありますので、その中で子供が担う責任、負担が大きくなり過ぎると、それがケアラーというような、ヤングケアラーという言葉になってくるので、そういう実態調査を早期に行っていただきたいんですけども、今、国のほうで予算化もされているということもありますので、早期実態調査を行っていただきたいんですけども、どのようにお考えかお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（片倉 剛君） お答えいたします。

実態調査は執り行っていこうと考えておりますが、なかなか難しい面もございます。ほかのところでの調査によりますと、小学校6年生を対象とした場合に、そのケアラーということを6年生本人に説明して、本人がショックを受ける可能性があるということで、6年生を対象から省いたというケースもありますので、その辺もどううちのほうで対象者、どの程度の人数とか、学年とか、具体的にあと考えながら進めていきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 今、町民課長さんが言われたとおり、心の、ヤングケアラーって今、本当に大変紙一重の部分があって、その子供たちにもやっぱりそれが大人に言えなかったり、相談する相手がいなかったりとか、自分がケアラーだと分かっていないという方も多々いると思うので、やはりこの実態調査だったりとか、ヤングケアラーという事実を皆さんに知っていただく啓発活動とか、そういった面でしっかり学校だったり公共施設などにそういう、例えば厚生労働省で出されているチラシ、こういうようなヤングケアラーとは何かという話もありますので、こういうのをやはり貼ったりとか、周知していくという考えはお伺いします。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（片倉 剛君） お答えいたします。

様々な啓発方法があると思っておりますので、その辺も学校とか協力いただきながら進めたいと思っております。今年度なんですけど、県にヤングケアラーコーディネーター派遣依頼をもう既にしておいて、今年度2回行う予定にはなっておるんですけど、その対象となるのが先ほど申し上

げた要保護児童等虐待防止連絡協議会の会員ということに取りあえずなっております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） そうというような実態調査がやっぱりまず行われないと、そういう把握ができない、自分がヤングケアラーだということも認識できない家族、児童、保護者の方、本当にいっぱいいますので、そういう方たちに周知していくためにも、やはりこういう啓発活動が大変重要だと思うし、ホームページ等でも活用されている自治体もあると、近隣でもあると思いますので、そういうことを調べながらやっていただきたいんですけれども、どうでしょうか。よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（片倉 剛君） お答えいたします。

今、議員から助言いただきましたので、各市町村のホームページとかを参考しながら、いろいろな媒体やLINE等、広報等を使いながら周知啓発していきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） その実態調査の中で、やはりいろいろな調査が行われていまして、やはりその調査内容の中にもやはり自分がヤングケアラーだと認識していない子が約8割いると。この回答された中で、自分がヤングケアラーだと思われてない方が8割いると、やはりその8割いるというのも、やはりケアラーだと認識がない、皆さんが知らないと。多分僕もこのことをしっかり学びながら、今、本当に大切なことだなと。自分の時間がなくなる。子供たち、自分の兄弟まで見ないといけない。遊ぶ時間もない、勉強する時間もない、そういったことから、やはりこの授業での遅れだったりとか、学校での態度とか、そういうところで少し孤立してしまう面があるので、そういうところの把握は、学校教育課として、教育委員会、学校との連携はどのようになっているのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

町長からの答弁にございましたとおり、小・中学校、名称が異なるわけがございますけれども、心のアンケートということで、毎月、今、悩んでいることがないか、困っていることがないか等の調査を実施しております。それによりまして、学校で子供たちの心の、これを機に対応できるようにしていきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） その心のアンケート調査の中には、ヤングケアラーの風潮がある児童生徒さんはいらっしゃるのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

今年度、令和4年になりまして、直接ヤングケアラーという形ではございませんでしたが、子供が書いたアンケートの内容を調査するに当たって、ヤングケアラーに該当するのではないかとされる児童が1名おりました。これにつきましては、関係課と対応をしているところでございます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） やはりそういった小まめな実態調査ということが必要で、近隣でも今後されていかれると思うんですけども、今、先進で結構やられている地域が埼玉県だったり、山梨県とかで、そういう実態調査、令和3年度行われているので、そういうところもしっかり見ていただいて勉強していただいて、周知徹底等、早期発見につなげていただきたいと思うんですけども、今後、引き続き、心のケア並びに実態調査をやはり早期にやるべきだと思うので、ぜひもうひとつよろしくお願ひします。回答よろしく願ひします。

議長（石川良彦君） 願ひしますという。

1 番（吉田耕大君） 答弁を。やりますと。

議長（石川良彦君） 願ひしますっていうから、やるかやらないかだけ答えればいいの。

1 番（吉田耕大君） 早期にやってほしい。

議長（石川良彦君） では町民課長。

町民課長（片倉 剛君） お答えいたします。

ヤングケアラー自体が家庭内で起きていることですので、問題が表面化するのなかなか難しいというところもありますが、早めに実態調査をして、それによって学校とか児童クラブとか、ケアマネジャーとかからそういう発見されたというお話があれば、早めに対応していきたいと思っております。以上です。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） ぜひよろしく願ひします。

(2) 点目に移らせていただきます。先ほど検査やホームページ等、チラシ媒体、いろいろなところでしていただけるというようなお話もあ

ったので、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが配置されてると思うんですけども、そういったところに相談だったりとかというのはあるのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、配置しておりますが、直接ヤングケアラーだという形の相談というのはありませんけれども、スクールカウンセラーにつきましては、心のサポートというのをメインにしておりまして、学校内に週1回おりますので、相談をしているという状況でございます。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、月2回の配置になりますが、さらにその親まで含んだような環境面でのサポートということをしております。

どちらも専門的な知識がある方々ですので、このような方々を活用して、その子供の、そのようなことがないかというところを早期に発見したいと思っております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） やはり学校の面はなかなか僕たちも見られない部分があって、そういうスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等がいて、先ほど町民課長さんが言われたように、コーディネーターも、国から補助をいただいて、ヤングケアラーのコーディネーター補助みたいなやつがあるのでそれをぜひ使っていただいて、その3名というか、その方々と学校、役場としっかり連携を取って、そういうような実態を早期に発見するというのが重要だと思いますので、ぜひそういう子供たちを見逃さないようにしていただきたいと思います。

それでやはり家庭でなかなか発見しにくいという部分がやっぱり一番ありまして、自分がヤングケアラーという部分もやっぱり本当に分からない。自分が下の子供を見る、お世話をする。そういう方もヤングケアラーなので、やはりそういうチラシ媒体、しっかり配布して広報活動にしっかりしていただきたいと思います。

（3）番に移らせていただきます。この対策をとということで、今、早期発見をしていくというような答えがあったんですけども、この早期発見し子供の意思に沿いながら適切な支援につなげていくって、どのような支援とか、どのような早期発見のための対策なのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（片倉 剛君） お答えいたします。

まず早期発見なんですけど、今、まだ実態調査をしておらないというように先ほどからの答弁しておりますけれども、やはり今の段階ですと、学校とか、児童クラブとか、そういった関係、大人の先生方の気づきが大事になってくると思います。その気づきによっていろいろ対応、個々によって条件が違うと思うので対応の仕方も変わってくると思うんですが、ヤングケアラー自体が子供の権利を回復すると、そのための支援であるということなんですけれども、大人が本来担うところが、大人が担っていないところがございますので、その課題のために家事援助だったりとか、訪問介護とか、そういった障害者とかのサービスにつなげていきながら、いろいろ支援をしたいと思っております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） ぜひ、国が、ヤングケアラーが、国がまとめた4つの支援策というのがありまして、早期把握、2点目に相談支援、3つ目に家事・育児支援、4つ目に介護サービスの提供という4つの支援策というのを挙げていますので、今、町民課長さんが言われたように、家族の支援、実態調査、介護、要介護者がいる、何かの病気を持たれている家族がいるというのを早期発見していただきたいということで、福祉、介護、医療、教育等の関係機関等情報共有していくということもあったので、もう本当にこれはもう実態調査をしないことには何も始まらないと思います。なので、ぜひ本当に実態調査を早期にして、何を誰がどう支援していくのかというのを、早期にしていきたいと思いますが、もうひとつよろしくをお願いします。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（片倉 剛君） 早い段階で実態調査を行っていきたいと思っております。以上です。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） ヤングケアラーは、やはり何度も言いますけれども、なかなか見つけにくい。DVという言葉があるんですけども、これは大変危険度の高いもので、なかなかDVとは違って危険度が低いとされているもので、気づきにくい、大人になり社会に出られないというようなこともお伺いします。そういった中で、全国で取り上げられている問題解決の参照によると、やはり本当にこう知ってもらわなければいけないので、ぜひ本当にこれから町のホームページであったりとか、どんどん啓発活動に努めていただきたいと思っております。

次の大綱2点目。縁の郷指定管理者、株式会社ラトリエさんのことをお伺いしたいことがあるので、よろしくをお願いします。

令和3年度の収支を聞いたかったですけれども、分かる範囲で教えていただいてもよろしいでしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

株式会社ラトリエさんの、昨年度の決算の状況につきましては、報告は決算書という形で出ておりまして、決算の状況については把握しているところがございますが、詳細につきましては、一民間企業の決算数値ということもございますので控えさせていただきますが、最終的に収支の差引きの段階で、欠損金が出る収支となっているところがございます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） この株式会社ラトリエさんの件なんですけれども、私たち議会に2021年2月の全員協議会で、ラトリエさんから説明していただき、こういう事業でこういうふうにしますよというようなことで、資料をいただいて説明を受けて、私もその収支だったり、内容にすごい感銘を受けて、ぜひこういう事業が縁の郷で行われるのであれば、ぜひお願いしたいと思い、私も賛成した1人であります。

その中で2021年度の収支を見ますと、2,900万円の黒字が出るというような説明を受けました。その中で今年、そこまで達していないのは、まず1年目だからしょうがないでいいとは思いますが、なぜこの数字が上がってきたのか、そして、今現在、この数字にならなかった要因というのをお聞かせください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） まず2021年の全員協議会で示した数値ということでございますが、こちらの数値につきましては、縁の郷、それからふれあい農園、こちらの施設の指定管理に係る部分の運営の部分プラスというところで、例えば体験農園であったり、生産された野菜の生産事業であったり、それから流通事業ということで、大郷町だけではなくということになるかと思っておりますけれども、6次化した商品の販路の拡大、それから販売という部分、さらにラトリエさんにつきましてはコンサル事業もやってございますので、地域支援事業、こちらも含めた金額ということで、お示した内容となっております。

実際この2,900万円ということでの決算、プラスの決算ということでございましたが、今回のコロナの状況が当初想定した状況をはるかに超

える状況、影響があったというところもありましたし、なかなか縁の郷とふれあい農園の運営、この運営自体、しっかりやっていかななくてはいけないという状況の中で、流通事業であったり、地域支援事業、そこまでなかなか手が回らないというような状況がございましたので、決算としてはマイナスの決算が生じてしまったというような状況になってございます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 今、コロナ禍という言葉が出てきたので、そのコロナ禍でちょっとお聞きしたいのですけれども、2021年の2月となると、やはりコロナで緊急事態宣言だったりとか出ていて、大変もっと窮屈な生活を皆さんに強いられてた時代だと思います。その中で契約をしている上でこの数字が出てきた。それができると。ウィズコロナ、アフターコロナの時代において私たちができるといような、期待してくださいという代表の言葉があったのですけれども、この答弁書にはコロナの影響でというのはちょっと変な回答になっているのですけれども、代表さんがコロナでも、ウィズコロナ、アフターコロナで、縁の郷で頑張っていきたいという言葉があったのにもかかわらず、コロナで影響が落ちるといのはちょっと、答弁が全然違うのですけれども、その辺どのように向こうのラトリエさんとお話しし合っているのか、お伺いします。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

このコロナでございますが、当初、先ほども申し上げましたが、当初想定した状況よりもはるかに影響が大きいものということで、町からなかなか外に出られない、逆に県境を越えて入ってくることもできないというような状況もありましたし、そういった移動制限もございました。さらに、飲食店につきましては、営業の自粛というところもございました。そういった状況というのは、当初、そこまできっちり想定できていたのかというところでできていなかったと。その分も含みで、計画をできていたかというところ、なかなかそこまではできていなかったというような状況があったと思います。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） コロナを甘く見ていたというように、僕は伺うのですけれども、やはりこのコロナだからとか、僕にはもう本当に皆さん民間企業者さんは本当に言いたい言葉だと思うんです。それが営業でつながりなかったというのは、やはりもう少し営業努力だったりとか、町ともう

少し協議して、こういうふう運営してほしいとか、これぐらいは目標にしてほしい。もしも変わるのであれば、その変わった時点で、議会にもそういうふうこういう状態だからこういうふうになっています。事業計画とかというのでも示していただきたいんですけども、そういうことは可能なんでしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） こちらでございますが、コロナということで、令和3年度につきましては、本当にそういった状況に直面をいたしました。その直面した状況を教訓にしまして、令和4年度以降というか、令和3年度中からということではございますが、いろいろな形でPR活動して、縁の郷を知ってもらって大郷町を知ってもらって、いろいろな方々に、宮城県以外の方も含めてですけども、施設を利用させていただいた町に来ていただいたというような状況がございます。

令和4年度に入りましてから月の売上げとしますと、コロナ前の月の売上げ、約200万円から250万円ということで、多い月であったわけですが、それと並ぶぐらいの売上げにはなっているというような状況がございます。こういった状況も含めて、何か事あるごとに議員の皆様には、全員協議会ということにもなるかもしれませんが、そういった状況を報告できるような状況がございましたら、今後につきましては報告したいと思っております。以上です。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） もう1つ聞きたいんですけども、現段階では収支改善が見込まれる状況にあることを確認しているということであると思うんですけども、令和4年、2022年度の決算についてどれぐらいを見込まれているのか、その事業計画は、数字的に分かれば教えてください。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

令和4年度の収支の見込みということで、12か月ということになるかと思っておりますけれども、そちらの数値については、まだその辺細かく事業者さん等と協議をしていないような状況でございます。ただ、令和4年度の施設の運営に係る売上げ状況につきましては、先ほども申し上げましたが、月ごとの売上げについても伸びております。8月までの5か月間での売上げということで、787万8,000円ということになってございます。昨年度の売上げと比べましても、かなり伸びているような状況が確認できておりますし、コロナの感染拡大前の令和元年度と比較してもほ

とんど差がない状況まで引き上がっている状況でございますので、今後まだ続くかもしれません。ウィズコロナ、アフターコロナも見据えた営業戦略を、今後も引き続き継続することで、多くの皆さん、交流人口が増えるような形で、今後も進めてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 数字とかは分かったんですけども、内容的にどういうことをするからどれぐらい見込まれる、どういう内容でどういうことをするから、事業体系で予定どおり進むという事業内容も分かれば、詳細によろしくお願いします。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） まずどういうことが見込まれるから、収支の改善が見込まれるというところでございますが、町長の答弁にもございましたが、まずは縁の郷を知ってもらうというところで、観光サイトであったりグルメサイトへの登録、それからインスタグラム等の SNS の活用であったり、レストランのプランの定期的見直し、それから施設紹介チラシの配布であったり、旅行代理店への旅行商品の営業、情報誌への記事の記載、テレビ等取材の受入れ等々、とにかく縁の郷を知ってもらうことによって利用してもらえれば、気に入っていただいたり、リピートしてもらえるものと思っておりますので、情報発信だけは継続し、欠かすことなく実施していくようにしたいと思っております。

また、どんな事業をというところではございましたが、こちらにつきましては、縁の郷を通しての PR として縁の郷に来てもらう、つまりは大郷町に来てもらうことになりまして、町内の施設も利用していただくこととなります。これが地域活性化につながるものだと思っておりますが、地域の農業者の方の協力もいただきながら、ツアー企画であったり、町内企業との連携、企画ということで、様々、企業さんいらっしゃいますが、そちらの企業様と連携した企画を実施しながら、今後さらに拡大していければと考えております。以上です。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） その中でちょっともう一つお伺いしたいんですけども、2 番とも一緒になってしまうかもしれないんですけども、クライנגアルテン事業というのをやられていると思うんですけども、その収支についてどのようになっているのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） クライנגアルテン事業ということで、こちらは

農泊ということになります。農泊ということになりますと、縁の郷の運営自体がクライנגルテン事業、さらにそこから拡大していったら、実際の個人のお宅、空き家であったり活用というところも出てくれば、その分も収支に入ってくるというようなことになっていきますが、現段階では縁の郷の収益という部分がクライングルテン事業の収益ということになるかと思えます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 全員協議会の中で私が質問した中で、先ほど課長さんが言われたように、町内にある空き家対策のために、宿泊施設リノベーションを行って宿泊施設等をしていただけませんかというようなお話に対し、ラトリエの社長は、4軒5軒ほどをまず1歩目から、まず初めの1歩として考えておりますというような回答があったんですけども、それはまだなされていないということで理解してよろしいのでしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

こちらにつきましては、以前に全農さんと一緒に事業ということで、全農さんがある程度事業の主体となってラトリエさんと一緒に事業を展開していくということで、事業を始めようとした経過がございます。実際、空き家も調査をいたしまして、空き家の所有者ともコンタクトを取ってお借りすることができるかどうかというところも確認していたところではございましたが、こちらにもまた言い訳と言われてしまいますかもしれないですが、コロナというところもあってなかなか東京であったり、そちらのほうから宮城県に入っていくことができないというような状況がございまして、その当時は全農さんからも、まずその事業については見合せするような形になった経過がございます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） この件に関してもやっぱりやると言ったのにもかかわらずやらない、見直すというのであれば、報告してもらったりとか内容変更というのをやはりしないといけないと思うので、ぜひやるのであればやる、こういう事業、もし大郷町の企業さんだったりとかもいろいろな民間企業さんもやられているし、町内に空き家というのは大変多いと思います。なので、やはりこれも早急に町から指示もしてこういうふうに説明をした以上、少しでも進む、1歩でも進めてほしいと、前向きに検討してほしいのですが、どうでしょうか。町からラトリエさんのほうに、空き家を使いながら、農泊事業をどんどん進めてくれというような提案

というのはできないのでしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） 今、議員おっしゃったとおり町から提案というのは当然できます。ただ、先ほどの答弁の中では、全農さんの事業としてできないといった状況があったというようなお話でしたので、ラトリエさんの事業として、その辺は全くやらないというわけではなく、なかなかその辺、空き家のほうとの調整もあった中で、事業がそこまでなかなか手が回らなかったというところもあって、というところがあるので、そこは全くやらないというわけではございませんし、今後、縁の郷であったり、ふれあい農園、こちらの設備についてしっかり基盤が恐らくできるものと思っております。それに合わせて農泊事業、そういった事業拡大という部分につきましても取り組むよう、町もそういったところについては支援していきながら、連携してやっていければと思っております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） ぜひ、そういうふうに進めていただきたいので、農政商工課だけではなく、まちづくり政策課長からも、空き家対策の協働連携ということでお伺いしたいんですけれども、その辺対応できるのかお伺いします。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） お答えいたします。

議員御提案のとおり、農政商工課だけでなく、まちづくり政策課だけでなく、役場一丸となってこの問題に向かっていきたいと考えております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） ぜひ空き家対策をしながら、まちの活性化につなげていただきたいと思います。

（２）、２番目に移らせて、（２）番目に移る前に、もう１つ最後にお伺いしたいのですけれども、私は資料を取り寄せましたところ、ラトリエさんの事業計画書と町に提出したものがありまして、その中に５か年計画、指定管理が５年なので、計画があります。その中の収支の５か年分がありまして、まず令和３年度がラトリエさんの縁の郷だけで４８４万２、０００円と、これは町に提出した書類なんですけれども、私たちに資料を提出したところのやつには、２、９００万円というような数字があるんですけれども、この差というのは、なぜ私たちには２、９００万円、町にはそ

の年度の収支、400万、約500万という数値が、別の数値で出てきたのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） こちらにつきましては、先ほども答弁させていただきましたが、ラトリエ全体の事業ということで2,900万円ということでの収支ということになります。ですので、縁の郷ふれあい農園、こちら以外の部分、先ほど申し上げた生産事業、流通事業、地域支援事業といった部分の意味での計画との差異ということになるかと思えます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） このいただいた計画書の数字が2,900万円、多分全体的なということだとは思いますが、これってこの数字だけ僕たちは見せられて、あと農業農園も多分含まれて営業利益として、粗利益じゃないです。営業利益、人件費全てを引いた利益、ラトリエさんが取る利益として2,900万円が令和3年度、2021年度分に記載されていて、町に提出したラトリエさん、縁の郷の運営管理の収支で約500万円と、この2,400万円、約ですけれども、そこはほかの部分で売り上げる予定だったと理解してよろしいのでしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） 計画としては、議員のおっしゃるとおりでございます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） では2,400万円、約2,400万円の売上げは、ふれあい農園だったりほかの部分であるということがあったんですけれども、どのような内容だったのか、お伺いします。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） こちらにつきましては、先ほども申し上げましたが、流通事業というところで6次化した加工食品の販路拡大による販売であったり、地域支援事業ということで、大郷町だけでなくということになるかと思えますけれども、いろいろな自治体でのコンサルティング業務いうところも含めての金額の合計ということです。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 御説明されてるのは、分かるんですけれども、ここの現段階での説明としては、2021年2月の全員協議会の資料の中には、そういう細かな部分というのがやはり載ってなくて、売上げが今年は2,900万円ありますよ、2022年は1億純利益行きますよ、2023年には2億6,000万

円行きますよというような数字で、私たちにはお示ししていただいて、その流通が行かなかつたから下がるのであれば、その時点で私たちに報告して、こういう状態になるというような報告をしてもらって、なおかつそこで審議しなければいけないと思うんですけれども、そのことについて説明等なかったんですけれども、どのようにお考えなのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） 今回1年目ということになるかと思えます。この決算収支の状況をもって、今回の説明ということになるのかなというところはございますが、そのほか必要があれば、依頼いただければ説明のほうはしなければならぬと思っております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） ぜひそういう変更だったりとか、数字的に私たちに示していただいた金額と違うような内容に変わっていくのであれば、民間ですが、指定管理もしていますので、内容がこういうふうになりました、こういう事業を始めました、こういう内容はやめますとか、そういうような報告をしっかりと上げていただきたいと思います。その中で、しっかりと説明していただきたいと思いますけれども、もう一度、説明するというような答弁、イエスカ、ノーかで答えていただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） 今回、農政商工課として説明するべき部分については、今回御説明できたのかなとも思いますけれども、そのほか説明しなければいけないようなことがあれば説明したいと思います。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 町長にもお伺いします。この数字を見て、まだ1年目だからしょうがないと言うのであれば、2年目もしょうがない、3年目もしょうがないという話にはならないと思うので、令和4年度、今、この目標数値1億というのは達成できるのか、町長がやはり私たちに、このラトリエさんを紹介して、ラトリエさんだと大丈夫だというような報告を受けて、賛成した議員も多数いるので、そういうところでしっかりと、今後、ラトリエさんの運営もしっかりできるんだよというような一言をいただきたいと思いますけれども。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 今のラトリエも資本投下で、これだけの収益を上げるということは、恐らく雲をつかむ話じゃないかと思えます。その辺、実態

をもう少し深いところでラトリエと1回話したいなと思いますので。ただ幸いにして、町から持ち出しているというものはございませんが、ただ、国からの補助金を活用した事業展開をこれから積極的にやるとすれば、もう少し実態を調査したいと思います。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） ぜひ、その数字、私たちに示していただいた数字になるよう、町も指導していただいて、しっかりとした数字になるように努めていただきたい。ましてやこの報告書が私は取り寄せたからいいんですけども、皆さん議員にも、この令和5か年度分、資料請求とかできるのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

こちらの計画書でございますが、指定管理の際の資料ということで、委員の皆様にお渡しした経過があったかと思えます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） この資料、事業計画書、令和3年1月25日付で、転写複写不可というものをいただいて、いろいろな事業が今後この5年間でなされるというような運営の内容だったんですけども、この運営の中で、ラトリエさんの社長さんがおっしゃってた地域の雇用という部分でちょっとお伺いしたいんですけども、今現在、もともといたラトリエさん、振興公社さんからの派遣以外に大郷町民が新たに雇用されているのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

すみません、大郷町の方がというところでの把握というのはしていない部分があるんですけども、ラトリエの社員さん、それから振興公社からの委託での職員の方を除いたところということになりますと、パートの方、宿泊であったりレストランだったりのパートの方が3名でございます。環境整備も含めてということになりますけれども、3名ございます。それから、3名ということになります。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） 私も近くで働いてる件もありまして、いろいろお伺いしたんですけども、当初ラトリエさんは始められて、令和元年に始められたときに、大郷町の方が3名、バイトさんだったかパートさんだったか忘れたんですけども、雇用されていてよかったなど。私もラトリエ

さんが来て雇用が増えたと思ったんですけれども、1年足らずのうちにその方3名が解雇されたその理由をお伺いします。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

そちらの3名、雇用して退職なさったということで、お話は伺ってございました。ただ、その理由につきましては、私のほうではお伺いしていない、把握していなかったというところがございます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） 私が伺ったところ、その方はハーブだったりとか、野菜とか、そういうところにたけている方だとお伺いしております。その中で、ラトリエさんが描くハーブだったりとか、新たな西洋野菜ですか、そういうところも進めていくとすることの事業が始まるのにもかかわらず、そういう方たちを解雇するというのは、ちょっと僕はましてや大郷町の方というの、ちょっと私はないのかなと思ったんですけれども、その辺の指導はどのようになっているのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

こちらの事業計画の中でも、ハーブへの取組、それから西洋野菜の取組ということで、ラトリエからはお話は伺ってございます。そういった中で、どういった事業展開をしていくかというところがございますが、その内部での人事の部分については、特にこちらからこの人をというようにお話であったりというのはなかなかできないところがあるのではないのかなと思ってございます。

議長（石川良彦君） 具体的にそういったことまで指導するという事はないとていうことで。

農政商工課長（高橋 優君） そのとおりでございます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） そういう指導ができないということをお伺いしましたが、上山社長、ラトリエさんの百戦錬磨の社長ですよ。その方は利益が上がれば、地域に雇用を生むようなことをしていきたいというようなことをおっしゃられていたと思います。なので、ぜひほかの地域よりもまず大郷町の雇用というのを大優先に、やはり少しアピール、指導できないので、こういう方がいるので使ってもらえませんかという周知とかはできないのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） 先ほども御答弁させていただきましたが、なかなか、そこを踏み入ったところまでということ、個人の方までということになるとなかなか難しいのかなというところはございますが、その雇用をする際、事業拡大して雇用する際、当然大郷町、地元の方の雇用ということで、その辺のお願いというのは当然していきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） ぜひよろしく申し上げます。（2）番に移らせていただきます。クライנגアルテンだけじゃなくて、キャンプなどしてはどうかということで、キャンプや青空観察、バーベキューなど、これから展開していくよう協議していくというあれですけれども、私も星空観察するんだよというようなお話もお伺いしましたが、キャンプなど、バーベキューなど、今これどれぐらいの需要がラトリエさんのほうに来ているのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

まずキャンプでございますが、こちら、特に今、縁の郷でキャンプの受入れをしているというようなところもございませんので、その需要というのはちょっと計れないというところはございますが、当然、周りの状況を見ますと、キャンプの需要というのは大きくあるんだなというところで、今現在、試行という形で、キャンプもできないかというところで、今、試行的にやっている部分がございます。バーベキューも併せて、その辺、試行的に受付けは、バーベキューは実施しているような状況でございます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。先ほど、答弁もらっている内容に重なって、重複して質問をなるべくしないようにお願いします。

1 番（吉田耕大君） 分かりました。キャンプが、今ちょっとまだ進んでいないということで、今、町有地だと思うんですけども、イングリッシュガーデン跡地だったりとか、そういう事業がそういう場所ではできるとは思うので、以前もお話ししましたが、そういう場所でラトリエさんができないのであれば、ほかの企業さんを入れて連携して、ラトリエさんと相乗効果というような考えというのはあるのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） そちらにつきましては、縁の里山プロジェクトの中でということになるかと思っておりますけれども、それはできるかできな

いかとといったところでは可能ということになるかと思えます。ただ、環境整備というところで完璧に備わっているというところもございません。それから全体計画の中でといったときに、その部分だけ先行して進んでしまって、後の全体計画に響くというようなところもございますので、その辺は慎重に取扱いをできればと思えます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） ぜひそういう観光PR等、頑張っていていただきたいと思えます。あとキャンプなどなので、いろいろな事業があると思うので、そういう連携、町民の皆さんが知らない大郷町内にある事業所さんとの連携という部分をもっと強固にしていきたいんですけれども、どのようにお考えかお伺いします。

議長（石川良彦君） 先ほど答弁した内容と重なると思うんですが、同じ答弁ですよね。ではもう1回、農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） 町内の農業者さんであったり企業さんであったりという部分につきましては、例えばというところで、具体的にえにしホースパークさんであったり、夢実の国さん、こちらは入浴の関係との連携ということで、実際に実施しております。ホースパークさんについては、ウエディングであったりという部分での連携、それから当然道の駅、それから町内に3か所あるゴルフ場、それから町内の企業の短期の応援職員の宿泊の対応であったり農業法人の研修生への受入れであったりということで、今、事業の連携を地元の企業さん等々とさせていただいているというような内容でございます。

議長（石川良彦君） 吉田議員。

1 番（吉田耕大君） 最後に町長にも一言いただきたいんですけれども、この指定管理されているラトリエさんの事業、今後前向きに進むと私は見たいんですけれども、町長から、町からしっかりとした指導をして、運営状況改善、さらにもっといい運営になるように、町から町長から指導していくようお願いしたいんですけれども、一言よろしくお伺いします。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） ラトリエは町内で持っていないそういう能力がございます。これは今後のまちづくりに生かしてまいりたいということで、去年お願いをしたところでもありますので、今後もいろいろなまちづくりの課題、協議をしながら町のプラスになる仕事を強力にお願いしてまいりたいと思えます。

議長（石川良彦君） これで、吉田耕大議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

午後 12時09分 休憩

午後 1時15分 開議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（石川良彦君） 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田中学君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員の候補者としたので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 大郷町山崎字上長坂7番地

氏 名 熊谷智子

生年月日 昭和31年4月24日

令和4年9月5日 提出

大郷町長 田 中 学

裏面の経歴書を御覧いただき、お認めを賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準111により討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に5番佐藤千加雄議員、6番田中みつ子議員を指名いたします。

それではこれより投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、議会運営に関する基準第118の規定により、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。佐藤千加雄議員及び田中みつ子議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

うち有効投票 11票

賛成 11票

反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

---

日程第4 同意第1号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（石川良彦君） 次に日程第4、同意第1号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田中 学君） ありがとうございます。同意第1号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を大郷町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定によって議会の同意を求める。

記

住 所 大郷町大松沢字荒井宅地20番地

氏 名 武 藤 光 広

生年月日 昭和31年6月26日

令和4年9月5日 提出

大郷町長 田 中 学

次ページに経歴書がございますが、御覧をいただき、御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。よろしくようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準111により討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第1号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名で行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に7番熱海文義議員、9番和賀直義議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、議会運営に関する基準第118の

規定により、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。熱海文義議員及び和賀直義議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

うち有効投票 11票

賛成 11票

反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、同意第1号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。議場の閉鎖を解きます。

---

日程第5 議案第5 1号 大郷町男女共同参画推進委員会設置条例の制定  
について

日程第6 議案第5 2号 大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改  
正について

日程第7 議案第5 3号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償  
に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第5 4号 大郷町道路線の認定について

日程第9 議案第5 5号 大郷町道路線の変更について

- 日程第10 議案第56号 大郷町過疎地域持続発展計画の策定について  
日程第11 議案第57号 令和4年度大郷町一般会計補正予算（第6号）  
日程第12 議案第58号 令和4年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第13 議案第59号 令和4年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第14 議案第60号 令和4年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
日程第15 議案第61号 令和4年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第16 議案第62号 令和4年度大郷町水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 日程第5、議案第51号 大郷町男女共同参画推進委員会設置条例の制定について、日程第6、議案第52号 大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、日程第7、議案第53号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、日程第8、議案第54号 大郷町道路線の認定について、日程第9、議案第55号 大郷町道路線の変更について、日程第10、議案第56号 大郷町過疎地域持続発展計画の策定について、日程第11、議案第57号 令和4年度大郷町一般会計補正予算（第6号）、日程第12、議案第58号 令和4年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第13、議案第59号 令和4年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第14、議案第60号 令和4年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第15、議案第61号 令和4年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第16、議案第62号 令和4年度大郷町水道事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

まず議案第51号、議案第52号及び議案第53号について説明を求めます。  
総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） こんにちは。

それでは、議案第51号の提案理由を申し上げます。議案書8ページをお開き願います。

議案第51号 大郷町男女共同参画推進委員会設置条例の制定について。

大郷町男女共同参画推進委員会設置条例を、別紙のとおり制定するも

のとする。

令和4年9月5日提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本条例の制定理由について申し上げます。

男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定により、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の推進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならないとされており、本町における男女共同参画社会の実現のための施策を総合的かつ効果的に推進するために、必要となる調査、審議を行う大郷町男女共同参画推進委員会を設置することを目的とし、制定するものでございます。

9ページを御覧ください。

第1条、趣旨でございますが、本町における男女共同参画社会の実現のための施策を総合的かつ効果的に推進するために、大郷町男女共同参画推進委員会を設置する。

第2条は所掌事務を定めたものでございます。第1号は、男女共同参画に係る計画の策定及び変更に関する事。第2号は、男女共同参画に係る施策及び推進状況に関する事。第3号は、その他男女共同参画社会の実現に必要と認められる事。

第3条は組織でございますが、委員会の委員は8人以内で組織し、下記に掲げる者のうちから町長が任命する。第2項は委員の男女比率を定めたもので、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りでないとするものでございます。

第4条は、委員の任期でございますが、委員の任期は2年とするものとする。

第5条は、委員長及び副委員長についてでございますが、委員会に委員長及び副委員長を置き、選任の方法は委員の互選によって定め、委員長、副委員長の職務を定めたものでございます。

第6条は、会議についてでございますが、委員会の会議は委員長が招集し、委員長がその議長となり、委員の半数以上が出席しなければ開くことができないものとし、会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによると定めるものでございます。また、委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聞くことができると定めるものでございます。

第7条は、庶務についてでございますが、委員会の庶務は総務課で処

理すると定めるものでございます。

第8条は委任についてでございますが、この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定めると定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年10月1日から施行するものでございます。

以上、議案第51号について、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第52号の提案理由を申し上げます。

11ページをお開き願います。

議案第52号 大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

大郷町職員の育児休業等に関する条例（平成4年大郷町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年9月5日提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本条例の改正理由について申し上げます。

令和3年8月10日に、人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が明らかにされ、そのうち未施行の措置として残っていた育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大などの措置について、令和4年10月1日から施行されることになったことから、地方公務員についても地方公務員法第14条第4条の均衡の原則に基づき、国家公務員と同様の措置を講ずることが求められており、該当条文の改正並びに文言の整理を行うものでございます。

次に改正内容を御説明いたします。

①として、育児休業の取得回数の制限の緩和等でございます。育児休業の取得回数制限の緩和は、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除する。非常勤職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備するものでございます。

②として、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和でございます。非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和は、子が1歳6か月に達する日までにその任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件について、非常勤職員が子の出生後、8週間以内に育児休業をしようとする

場合には、子の出生の日から起算して8週間と6月を経過する日までの規定を整備するものでございます。

③として、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化でございます。非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化は、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を、子が1歳6か月到達日とする要件並びに子が2歳に達する日とする要件について、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備するものでございます。非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定める規定を整備するものでございます。

12ページをお開き願います。

改正条文につきましては、ただいま御説明いたしました内容が記載されており、説明内容と重複いたしますので、省略させていただきます。

附則といたしまして、令和4年10月1日から施行するものでございます。なお、経過措置を設けております。

以上、議案第52号について、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

次に、議案第53号の提案理由を申し上げます。

16ページをお開き願います。

議案第53号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年大郷町条例第7号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年9月5日提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本条例の改正理由について申し上げます。

令和4年10月1日に施行予定である、大郷町男女共同参画推進委員会設置条例により設置する大郷町男女共同参画委員会委員への報酬について追加するため、当該条例の一部を改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、報酬を新たに設定し、委員長が6,300円、委員が6,100円となります。

17ページを御覧いただきます。

改正条文について説明いたします。

別表第1中、災害弔慰金等支給審査委員会の次に男女共同参画推進委員会を設け、委員長日額6,300円、委員日額6,100円を追加するものでござ

ざいます。

附則といたしまして、この条例は令和4年10月1日から施行するものでございます。

以上、議案第53号について、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石川良彦君） 以上で議案第51号、議案第52号及び議案第53号について説明を終わります。次に、議案第54号、議案第55号、議案第61号及び議案第62号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 議案書の18ページをお開き願います。

議案第54号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

大郷町町道路線の認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、大郷町道路線を下記のとおり認定する。

令和4年9月5日提出

大郷町長 田 中 学

#### 記

整理番号184

路線名 下り松道南線

起点 石原字下り松30番7地先

終点 粕川字道南280番地先

整理番号185

路線名 中粕川中線

起点 粕川字東9番1地先

終点 粕川字伝三郎14番3地先

初めに、路線の認定についてですが、認定された路線は道路法上の道路となり、その結果、道路管理者が決定され、認定により道路管理者は、当該路線を管理する義務を負うので、路線の認定は全ての道路管理行為に先立つ根源的行為でございます。

今回の提案路線につきましては、都市防災総合推進事業により整備する避難路で、その整備に先立ち、新たな町道路線としての認定を必要とするため、今回提案するものでございます。

次ページを御覧願います。

下り松道南線については、起点が県道幡谷大和線、終点は町道中粕川線に接続となり、全長が約1,700メートル、幅員が8.0メートルの路線となります。

次に、中粕川中線につきましては、起点が町道中粕川東線、終点は認

定路線の提案をいたしております下り松道南線に接続となります。全長が約240メートル、幅員が6.0メートルの路線となります。

以上で議案第54号の説明を終了いたします。

続きまして、議案書の20ページをお開き願います。

議案第55号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第55号 大郷町道路線の変更について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、大郷町道路線を下記のとおり変更する。

令和4年9月5日提出

大郷町長 田 中 学

記

整理番号180

路線名 中粕川線

変更前起点 粕川字道南280番地先

変更前終点 粕川字新榎町6番3地先

変更後起点 粕川字道南286番1地先

変更後終点 粕川字新榎町6番3地先

今回の提案路線につきましては、議案第54号で提案いたしました下り松道南線と、従前の町道中粕川線の起点付近が重複するため、起点部を変更し、地域交通の安全を確保するのが主な目的です。

次ページを御覧願います。

変更前の起点は、県道利府松山線に接続しておりましたが、変更後の起点は、町道座頭橋線に接続となり、全長が約1,120メートル、幅員が6.0メートルの路線となります。

以上で、議案第55号の説明を終了いたします。

ただいま申し上げました議案第54号並びに議案第55号につきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

続きまして、各種会計補正予算及び予算に関する説明書の56ページをお開き願います。

議案第61号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第61号 令和4年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、令和4年度大郷町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ183万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,549万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年9月5日提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正につきましては、歳入では財源調整に伴う繰入金、前年度精算に伴う繰越金、歳出では職員の人件費の補正を計上しております。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正について説明いたします。

まず歳入です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金380万円の減額補正は、財源調整のため一般会計からの繰入金の調整によるものです。

第5款繰越金第1項繰越金563万5,000円の増額補正は、前年度繰越金の確定によるものです。

歳入合計で補正額183万5,000円を追加し、2億2,549万6,000円とするものです。

次に歳出です。

次ページになります。

第1款下水道事業費第1項下水道管理費183万5,000円の増額補正は、人件費の調整によるものです。

歳出合計で、補正額183万5,000円を追加し、2億2,549万6,000円とするものです。

以上で議案第61号 下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして65ページをお開き願います。

議案第62号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第62号 令和4年度大郷町水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）

第1条 令和4年度大郷町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度大郷町水道事業会計予算（以下予算という）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出です。

第1款水道事業費用1,508万7,000円増額補正し、2億4,414万6,000円とするものです。

第1項営業費用増額は、配水地の普段水位による点検清掃業務、次亜塩素酸ポンプの修繕費、水道ビジョンの策定業務、水道施設における警備保障業務の計上によるものです。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入額が基本的支出額に対し不足する額7,692万8,000円は、当年度分は損益勘定留保資金6,856万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額836万4,000円で補填するものとする。

収入です。

第1款資本的収入を241万9,000円増額補正し、7,442万3,000円とするものです。

第2項他会計負担金増額は、吉ヶ沢屋敷線消火栓設置工事に係る負担金の計上によるものです。

次ページをお開き願います。

支出です。

第1款資本的支出を1,341万9,000円増額補正するものです。

第2項建設改良費増額は、大松沢江戸沢地区の配水管布設替え設計業務や、粕川地区の漏水測量設計業務工事請負費として、吉ヶ沢屋敷線の消火栓設置工事の計上によるものです。

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりとする。

事項、水道施設警備保障業務について、期間を令和4年度から令和9年度までに設定し、限度額を420万円とするものです。

町で管理している施設について、異常者の進入と防犯上の観点から、水道施設警備保障業務について、債務負担行為を設定し業務を行うものです。

(議会の議決を得なければ流用することの出来ない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、職員給与費について。

既決予定額1,257万5,000円から2,000円を減額補正し、1,257万3,000円

とするものです。

令和4年9月5日提出

大郷町長 田 中 学

以上で議案第62号 水道事業会計の補正予算（第1号）の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました議案第61号につきましては、事項別明細書、議案第62号につきましては、補正予算説明書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第54号、議案第55号、議案第61号及び議案第62号について説明を終わります。

次に、議案第56号について説明を求めます。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） それでは議案第56号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

説明の前に、1か所文言の訂正をお願いいたします。議案書28ページをお開きください。

ページの中頃、片仮名のイ、歴史的条件の最後の行、昭和34年4月1日に、町制を施行しの町制の制の字を政治の政としておりました。正しくは、制度の制を用いた町制でございます。訂正をお願いいたします。

議案書22ページをお開き願います。

議案第56号 大郷町過疎地域持続的発展計画の策定について。

大郷町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定する。

令和4年9月5日提出

大郷町長 田 中 学

この計画につきましては、現行の過疎対策法である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、大郷町が令和4年4月1日付で、町内全域が過疎地域に指定されたことから、同法第8条の規定に基づく大郷町過疎地域持続的発展計画を議会の議決を得て策定するものでございます。

24ページの目次をお開きください。

計画につきましては、1番の基本的事項から始まり、2番の移住定住、地域間交流の促進、人材育成から27ページのその他地域の持続的発展に関し必要な事項まで全部で13の分類に分けて構成されております。

28ページをお開きください。

1番、基本的事項です。

（1）に町の概況として、①に自然的、歴史的、社会的、経済的な諸

条件について記述しております。29ページの上段、②としては過疎の状況について、人口の動向、これまで行ってきた対策、現在の課題と今後の見通しについて。30ページに、③社会的、経済発展の方向の概要。31ページからは、(2)人口及び産業の水位と動向や行財政の状況を記述しております。

35ページをお開きください。

今回策定する計画は、大郷町総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略、都市計画マスタープランなどに基づき、36ページにあります4項目を持続的発展への基本方針とするものでございます。

1、産業のさらなる振興で活力のあるまち。2、町民が安心して暮らせる健康なまち。3、教育のさらなる充実で心豊かなまち。4、協働のまちづくりで持続的に発展するまち。

以上の4項目が、今回の計画の基本方針でございます。

(5)、地域の持続的発展のための基本目標は、4つの基本方針に基づき、過疎脱却のために数値目標を設定し、目標達成に努めるものでございます。

(6)、計画の達成状況の評価に関する事項は、PDCAサイクルと呼ばれる手法を用いて事業内容の評価を毎年行います。また、当然のことですが、施策を見直す際には総合計画との整合性を図るものいたします。

⑦、計画期間でございますが、指定を受けた令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間とするものです。

(8)は、本計画の実施については、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら行っていくことを明言したものです。

このような基本的な計画の目標の下、37ページの2番、移住定住、地域間交流の促進、人材育成から68ページの13、その他地域の持続的発展に関し、必要な事項について(1)として、現状の問題点を提起し、(2)にそれに対する対策、(3)に計画、(4)に公共施設等総合管理計画との整合についてという流れに沿ってつくられております。

2番から13番の各項目の中に、全て(3)、計画として、事業や施設名称、事業内容、実施主体を記載しておりますが、71ページから別に別表としまして、過疎地域持続的発展特別事業に係る各計画を一覧として、再掲載しております。

上位計画であります大郷町総合計画や大郷町まち・ひと・しごとを創生総合戦略に記載されている事業のほかに、今回の計画で新たに追加し

た、主な事業を御説明いたします。

1、移住定住関係では、中粕川復興まちづくり事業と、民間賃借住宅建設推進事業、その他の観光振興事業、2、産業の振興では、DMOなどの設立支援事業、ドローンに関する誘致推進事業、3、地域における情報化としては、自治体DX推進事業、広域Wi-Fi環境整備事業、5、生活環境整備では、かわまちづくり事業。

72ページをお開きください。

8、教育の振興では、学校ICT支援員設置事業、9、集落の整備では、行政区再編計画策定業務、10、地域文化振興では、歴史民俗資料館建設工事、12、その他として町行政庁舎新築基金積立です。

今後、事業の実施にあたりましては計画書の中にもございますが、公共施設等総合管理計画とも整合を図りながら、この制度を有効に活用できるよう、事業ごとに個別計画を作成し、過疎脱却に向けた事業を展開してまいります。

以上、議案第56号につきまして、提案理由の説明といたします。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第56号について説明を終わります。

次に、議案第57号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） それでは、議案第57号 一般会計補正予算（第6号）につきまして、理由の説明を申し上げます。

補正予算書2ページをお開き願います。

議案第57号 令和4年度大郷町一般会計補正予算（第6号）。

令和4年度大郷町の一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億1,340万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億552万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

令和4年9月5日提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算の概要につきまして御説明をいたします。

今回の補正予算ですが、4月の人事異動に伴う人件費の調整、前年度決算に伴う各種特別会計繰出金及び国、県に対する返還金の計上のほか、各種施設の維持管理、維持補修並びに改修費用、生活環境基盤の整備などに係る所要の事業予算につきまして計上したものであり、主なものは、除融雪業務、保健センタートイレ改修工事、町道緊急維持工事、吉ヶ沢屋敷線道路改良舗装工事、味明天神原線側溝整備工事、生活道路大森沢線補修工事、施設の長寿命化としての多面的機能活動組織交付金、丸山分館の外壁塗装に係る環境整備事業補助金などがございます。

歳入では、前年度の実績報告等に基づき、国、県補助金の特定財源、普通交付税の留保分、前年度繰越金、公共施設整備基金、財政調整基金などにおいて、財源調整をしたものでございます。

続きまして、3ページを御覧いただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を説明いたします。まず歳入です。

第10款地方特例交付金第1項地方特例交付金379万6,000円の増額補正です。県通知による増額でございます。

第11款地方交付税第1項地方交付税4,283万7,000円の増額です。本年度の普通交付税の交付決定額は13億283万7,000円で、前年比1億9,200万9,000円の減となっております。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金1,896万3,000円の増額補正です。新型コロナウイルスワクチンの12歳以上の4回目接種に係る負担金、昨年度の実績報告に伴う児童手当、介護保険低所得者保険料軽減負担金の増などによるものでございます。第2項国庫補助金1,541万8,000円の増額補正です。保健センタートイレ改修工事に係る子育て支援対策臨時特例交付金の増、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事務費補助金の増などによるものでございます。

第16款県支出金第1項県負担金108万3,000円の増額補正です。介護保険低所得者保険料軽減負担金の増によるものでございます。第2項県補助金893万6,000円の増額補正です。施設の長寿命化に係る多面的機能支払交付金の増、交付決定による教育支援体制整備事業費補助金の調整などによるものでございます。第3項委託金4,000円の減額です。交付決定による就業構造基本調査交付金の調整によるものでございます。

第19款繰入金第1項基金繰入金1億7,995万2,000円の増額補正です。町道改良及び生活道保守工事並びに西光寺側護岸工事等の財源としての

公共施設整備基金繰入、財源調整としての財政調整基金の増によるものでございます。第2項特別会計繰入金453万2,000円の増額です。前年度の事業費精算による国保ほか各医療保険特別会計からの繰入金の計上でございます。

第20款繰越金第1項繰越金3,707万円の増額補正です。前年度決算による繰越金の計上でございます。

第21款諸収入第4項受託事業収入34万1,000円の増額補正です。検診受診者増による後期高齢者健康診査受託事業収入の増でございます。第5項雑入48万5,000円の増額補正です。各種検診受診者数増による検診自己負担の増などでございます。

歳入補正額合計3億1,340万9,000円でございます。

続きまして4ページを御覧いただきたいと思います。

歳出です。

第1款議会費第1項議会費113万9,000円の減額補正です。人件費の調整によるものでございます。

第2款総務費第1項総務管理費5,142万1,000円の増額補正です。人件費の調整、役場庁舎西側外部雨漏り修繕工事、中村屋敷前の大栄団地の緊急車両転回場所整備工事、西光寺川護岸工事など、赤道等補修工事、特殊詐欺撃退装置等購入補助金、経年劣化による住民バス車庫等照明器具改修工事などの増額が主なものでございます。第2項徴税費28万9,000円の減額補正並びに第3項戸籍住民基本台帳費103万4,000円の減額補正につきましては、人件費の調整によるものでございます。第5項統計調査費4,000円の減額補正です。就業構造基本調査交付金交付決定による時間外勤務手当の調整でございます。

第3款民生費第1項社会福祉費2,190万3,000円の増額補正です。人件費の調整、低所得者保険料軽減分の介護保険特別会計繰出しの増、扶助費の前年同期精算に伴う国、県への返還金が主なものでございます。第2項児童福祉費1,466万円の増額補正です。こども園などの新型コロナウイルス感染症対策として、抗原検査キット、消毒液等などの購入に対する保育対策総合支援事業費補助金の増、前年度精算に伴う国、県への返還金が主なものでございます。

第4款衛生費第1項保健衛生費6,659万6,000円の増額補正です。人件費の調整、子宮頸がんワクチン任意接種費助成の増、新型コロナウイルスワクチン4回目接種にかかる経費及び前年度以前事業の精算に伴う国への返還金、並びに保健センタートイレ改修工事が主なものでございま

す。

第5款農林水産業費第1項農業費2,743万2,000円の増額補正です。人件費の調整、JAカントリーエレベーター施設利用促進補助金の増、施設の長寿命化としての多面的機能活動組織交付金の増、パストラル縁の郷の資料館、交流研修室及び絆ホールの改修のための調査設計業務の増、経年劣化した宿泊等の目隠しフェンスの修繕工事の増が主なものでございます。

第6款商工費第1項商工費302万6,000円の減額です。人件費の調整でございます。

第7款土木費第1項土木管理費620万7,000円の減額補正です。人件費の調整、公用車冬タイヤ購入経費の増でございます。第2項道路橋梁費1億2,561万2,000円の増額です。除融雪業務、町道補修工事、吉ヶ沢屋敷線改良道路改良工事、味明天神原線側溝整備工事、生活道路大森沢線補修工事が主なものでございます。第4項住宅費162万4,000円の増額補正です。町営住宅入退去に伴う修繕工事が主なものでございます。第5項都市計画費1,014万1,000円の増額補正です。下水道事業特別会計繰出金の調整のほか、大窪城址公園樹木伐採業務、築館公園修繕工事、復興まちづくり地域活性化拠点調査設計等業務の増、かわまちづくりの推進のための、かわまちづくり協議会への補助金の増額が主なものでございます。

第8款消防費第1項消防費242万円の増額補正です。吉ヶ沢屋敷線道路改良工事に伴う消火栓設置工事負担金の増額でございます。

5ページを御覧いただきます。

第9款教育費第1項教育総務費85万2,000円の増額補正です。スクールバスのバス停除雪業務、ICT支援業務のほか、人件費の調整によるものでございます。第2項小学校費304万2,000円の増額補正です。除融雪業務、GIGAスクール授業用等パソコン並びにAED購入、平成25年度寄附により設置した太陽光発電設備等点検業務が主なものでございます。第3項中学校費331万6,000円の増額補正です。除融雪業務、GIGAスクール授業用パソコン、プロジェクター並びにAED購入、校務支援システム、ノートサーバー更新が主なものでございます。第4項社会教育費235万8,000円の減額補正です。人件費の調整、丸山分館の外壁塗装に係る環境整備事業費補助金、支倉常長子孫の墓修繕、除融雪業務などが主なものでございます。第5項保健体育費155万2,000円の減額補正です。人件費の調整、除融雪業務の増が主なものでございます。

歳出補正額合計 3 億1,340万9,000円の増額でございます。

以上、補正前の予算額71億9,211万2,000円に、歳入歳出とも 3 億1,340万9,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ75億552万1,000円とするものでございます。

続きまして 6 ページを御覧いただきます。

第 2 表債務負担行為補正につきまして御説明をいたします。

今回の補正は債務負担行為の追加 1 件でございます。

#### 記

##### 追加

移行期間、限度額の順に御説明をいたします。

1、大郷町児童館放課後児童クラブ運営業務。設定期間は令和 4 年度から令和 9 年度までで、限度額を 1 億9,441万5,000円とするものです。現契約の満了により、児童館及び放課後児童クラブ運営業務について、年度当初から円滑に執行するために、債務負担行為を設定するものでございます。

以上で議案第57号 一般会計補正予算（第 6 号）につきまして、提案理由の説明を終了いたします。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第57号について説明を終わります。

次に議案第58号、議案第60号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（片倉 剛君） それでは議案第58号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の33ページを御覧ください。

議案第58号 令和 4 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）。

令和 4 年度大郷町の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ145万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 9 億1,059万7,000円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

令和 4 年 9 月 5 日提出

今回の補正は、歳入では前年度の精算に伴う繰越金、歳出では歳入と同様に、前年度の精算に伴う一般会計の繰出しによるものが主なものでございます。財源を基金繰入金で調整したものでございます。

次のページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正、まず歳入でございます。

第3款県支出金第1項県補助金16万5,000円の増額です。コクホ・ライン調交システム改修業務による特別調整交付金でございます。

第5款繰入金第2項基金繰入金341万7,000円の減額です。財源調整のための財政調整基金の繰入金でございます。

第6款繰越金第1項繰越金470万4,000円の増額です。前年度からの繰越金でございます。

以上、歳入合計145万2,000円の増額補正でございます。

続きまして歳出でございます。

第1款総務費第1項総務管理費16万5,000円の増額です。コクホ・ライン調交システム改修業務でございます。

第5款保健事業費第2項保健事業費44万9,000円の増額です。前年度精算に伴う計上が主なものでございます。

第7款諸支出金第2項繰出金13万8,000円の増額です。前年度精算に伴う一般会計への繰出金でございます。

以上、歳出合計145万2,000円の増額補正でございます。

補正前の予算額9億914万5,000円に、歳入歳出それぞれ145万2,000円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ9億1,059万7,000円とするものでございます。

以上で、議案第58号の説明を終わります。

続きまして、議案第60号について、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の49ページを御覧ください。

議案第60号 令和4年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度大郷町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ102万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9,366万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年9月5日提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では前年度の精算に伴う繰越金、歳出では歳入と同様に、前年度の精算に伴う一般会計の繰出しによるものが主なものでございます。

次のページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。まず歳入でございます。

第3款繰入金第1項一般会計繰入金56万6,000円の増額です。制度改正に伴う保険証

郵送料を一般会計より繰り入れるものでございます。

第4款繰越金第1項繰越金45万7,000円の増額です。前年度の精算に伴う繰越金でございます。

以上、歳入合計102万3,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第1款総務費第1項総務管理費56万6,000円の増額です。制度改正に伴う保険証郵送料でございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金32万8,000円の増額です。前年度分の未送金保険料でございます。

第3款諸支出金第1項償還金及び還付加算金5万,6000円の増額です。今後支出見込みによるものでございます。第2項繰出金7万3,000円の増額です。前年度精算に伴う一般会計の繰出金でございます。

以上、歳出合計102万3,000円の増額補正でございます。

補正前の予算額9,263万9,000円に歳入歳出それぞれ102万3,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ9,366万2,000円とするものでございます。

以上で、議案第60号の説明を終わります。

ただいま御説明いたしました議案第58号 令和4年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第60号 令和4年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、それぞれの事項別明細書を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第58号、議案第60号について説明を終わります。

す。

次に、議案第59号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） それでは、補正予算書40ページをお開きいただきたいと思います。

介護保険特別会計（第1号）補正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第59号 令和4年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度大郷町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ401万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億686万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年9月5日提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算につきましては、令和3年度の決算に伴う国、県補助金の返還金並びに一般会計繰入金について計上したものが主なものでございます。

歳入につきましては、令和3年度の決算に伴う給付費負担金等の支払基金、国、県からの追加交付、前年度繰越金を計上したほか、基金繰入金で財源調整を図ったものでございます。

それでは41ページの第1表歳入歳出予算補正によりまして、款、項ごとの内容を御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

第3款支払基金交付金第1項支払基金交付金388万6,000円の増は、前年度精算に伴います元金の追加交付によるものでございます

第4款国庫支出金第1項国庫負担金599万2,000円の増につきましては、前年度精算に伴います負担金の追加交付でございます。

第5款県支出金第1項県負担金393万2,000円の増につきましても、前年度精算によるものでございます。

第7款繰入金第1項一般会計繰入金488万2,000円の増は、令和3年度の低所得者保険料軽減分の精算によるもの及び令和4年度低所得者保険料軽減分に係るものでございます。同じく第2項基金繰入金1,853万5,000円の減は、財源調整のため、介護給付費準備基金からの繰入金で

調整したものでございます。

第8款繰越金第1項繰越金386万1,000円の増は、前年度繰越金でございます。

以上、歳入補正額の合計が401万8,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。

第1款総務費第3項介護認定審査会費4万1,000円の増は、人件費の調整でございます。

第6款諸支出金第1項償還金及び還付加算金35万3,000円の増につきましては、前年度精算に伴います国、県の補助金の返還金でございます。

第7款繰出金第1項繰出金362万4,000円は、前年度精算に伴います一般会計の繰出金でございます。

歳出補正額の合計が401万8,000円でございます。

以上、補正前の予算額11億284万2,000円に、歳入歳出それぞれ401万8,000円を追加し、補正後の予算額を、歳入歳出それぞれ11億686万円とするものでございます。

介護保険特別会計の補正予算につきましては、以上の内容でございます。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第59号について説明を終わります。

---

議長（石川良彦君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

午 後 2 時 3 7 分 散 会

---

上記の会議の経過は、事務局長 千葉恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員